

<ワンストップ特例を申請する皆様へ>

ふるさと納税ワンストップ特例制度は、確定申告や住民税申告を行わない給与所得者等が寄附をした際に、寄附先団体(自治体)に対してワンストップ特例の申請を行うことにより、寄附先が5団体(自治体)以内であれば、確定申告をしなくても寄附金控除が受けられる仕組みです。

この制度を利用するには、ワンストップ特例の申請書を寄附した団体(自治体)に提出していただく必要がありますので、申請書と必要添付書類のご提出をお願いいたします。

【ご注意】確定申告をする方や6団体(自治体)以上にワンストップ特例を申請する方等は、特例が適用されません。

～ ワンストップ特例を申請しても適用されない場合 ～

- 医療費控除の申告などのため、確定申告をした又は住民税の申告をした
- 6団体(自治体)以上にワンストップ特例を申請した
- 寄附した翌年の1月1日の住所地が申請書に記載された市町村でなくなったにもかかわらず、変更の届出がされていない。

※ワンストップ特例を申請した後で、市外へ転居するなど申請書の記載事項に変更がある場合には、寄附した翌年の1月10日までに寄附した団体(自治体)に届け出れば特例が適用されます。

ワンストップ特例が適用されなくなった方が、ふるさと納税に係る寄附金控除を受けるためには……

確定申告において、ふるさと納税に係る寄附金を申告する必要があります。

添付する書類

◆マイナンバー(個人番号)の提供のお願い

番号法の施行(マイナンバー導入)に伴い、[個人番号確認の書類]と[本人確認の書類]のコピーを「寄附金税額控除に係る申告特例申請書」と一緒に郵送することが必須になりました。

	[個人番号カード] を持っている人	[通知カード] を持っている人	[個人番号カード]・[通知カード] のどちらも無い人
個人番号確認 の書類	個人番号カードの [裏面]のコピー	通知カードのコピー	個人番号が記載された 住民票のコピー
本人確認 の書類	個人番号カードの [表面]のコピー	下記いずれかの身分証のコピー ・運転免許証 ・運転経歴証明書 ・旅券(パスポート) ・身体障害者手帳 ・精神障害者保健福祉手帳 ・療育手帳 ・在留カード ・特別永住者証明書 ※写真が表示され、氏名及び生年月 日または住所が確認できるようにコ ピーする。	下記いずれかの身分証のコピー ・運転免許証 ・運転経歴証明書 ・旅券(パスポート) ・身体障害者手帳 ・精神障害者保健福祉手帳 ・療育手帳 ・在留カード ・特別永住者証明書 ※写真が表示され、氏名及び生年月 日または住所が確認できるようにコ ピーする。

◆寄附金税額控除に係る申告特例申請書(ワンストップ申請書)送付先について

〒542-0081 大阪府大阪市中央区南船場2丁目9番8号 シマノ住友生命ビル2階

大東市 ふるさと納税業務受託事業者(株式会社JTBビジネスストランスフォーム)

※提出期日: 翌年1月10日(必着)にてご返送ください。

寄附金税額控除に係る申告特例申請書の記入方法 (ふるさと納税ワンストップ特例制度用)

※ご注意下さい

「⑪」「⑫」のチェックに該当しない方は、ワンストップ特例制度の要件を満たしませんので、この特例申請書は使用せず、必ず確定申告又は住民税申告でふるさと納税寄附金の申告を行ってください。

①寄附された年が記載されているかご確認

令和 年寄附分

②提出日をご記入

市町村民税
道府県民税

寄附金税額控除に係る申告特例申請書

令和 年 月 日	整理番号 フリガナ	氏名とフリガナを ご記入
住所	氏名 フリガナ	個人番号
電話番号	性別 男 女	生年月日

③郵便番号・住所をご記入

④電話番号をご記入

⑤氏名とフリガナをご記入

⑥個人番号(マイナンバー)をご記入

⑦性別
⑧生年月日をご記入

第五十五号の様式(附則第二条の四関係)

「個人番号」欄には、あなたの個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。)を記載してください。

あなたが支出した地方税法第37条の2(第314条の7)第2項に規定する特例控除対象寄附金(以下「特例控除対象寄附金」という。)について、同法附則第7条第1項(第8項)の規定による寄附金税額控除に係る申告の特例(以下「申告の特例」という。)の適用を受けようとするときは、下の欄に必要な事項を記載してください。

(注1) 上記に記載した内容に変更があった場合、申告特例対象年の翌年の1月10日までに、申告特例申請事項変更届出書を提出してください。

(注2) 申告の特例の適用を受けるために申請を行った者が、地方税法附則第7条第6項(第13項)各号のいずれかに該当する場合には、申告特例対象年に支出した全ての寄附金(同項第4号に該当する場合にあっては、同号に係るものに限る。)について申告の特例の適用は受けられなくなります。その場合に寄附金税額控除の適用を受けるためには、当該寄附金税額控除に関する事項を記載した確定申告書又は市町村民税・道府県民税の申告書を提出してください。

1. 当団体に対する寄附に関する事項

寄附年月日	寄附金額
令和 年 月 日	円

2. 申告の特例の適用に関する事項

申告の特例の適用を受けるための申請は、①及び②に該当する場合のみです。①及び②に該当する場合、それぞれ下の欄の□にチェックをしてください。

① 地方税法附則第7条第1項(第8項)に規定する申告特例対象寄附者である ☐

(注) 地方税法附則第7条第1項(第8項)に規定する申告特例対象寄附者とは、①及び②に該当すると見込まれる者をいいます。

① 特例控除対象寄附金を支出する年の年分の所得税について所得税法第120条第1項の規定による申告書を提出する義務がない者又は同法第121条(第1項ただし書を除く。)の規定の適用を受ける者

② 特例控除対象寄附金を支出する年の翌年の4月1日の属する年度分の市町村民税・道府県民税について、当該寄附金に係る寄附金税額控除の控除を受ける目的以外に、市町村民税・道府県民税の申告書の提出(当該申告書の提出がされたものとみなされる確定申告書の提出を含む。)を要しない者

② 地方税法附則第7条第2項(第9項)に規定する要件に該当する者である ☐

(注) 地方税法附則第7条第2項(第9項)に規定する要件に該当する者とは、この申請を含め申告特例対象年の1月1日から12月31日の間に申告の特例の適用を受けるための申請を行う都道府県の知事又は市町村若しくは特別区の長の数が5以下であると見込まれる者をいいます。

(切り取らないでください。)

令和 年寄附分	市町村民税 道府県民税	寄附金税額控除に係る申告特例申請書受付書
住所	氏名	受付日付印
氏名		殿
受付団体名	大阪府大東市	

**⑨寄附日
⑩寄附金額をご記入**

**⑪チェック
(確定申告しない)**

**⑫チェック
(寄附先が5か所以内)**